

改正	平成17年3月29日病院事業庁管理規程第8号	平成18年3月31日病院事業庁管理規程第5号
	平成22年9月28日病院事業庁管理規程第12号	平成26年3月28日病院事業庁管理規程第5号
	平成28年2月19日病院事業庁管理規程第2号	平成31年3月29日病院事業庁管理規程第8号

愛知県病院事業庁病院管理規程を次のように定める。

愛知県病院事業庁病院管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 外来診療、相談及び指導並びに入院（第2条—第10条）
- 第3章 技術者等の研修（第11条—第14条）
- 第4章 図書室等の利用（第15条—第19条）
- 第5章 駐車場の利用（第20条—第22条）
- 第6章 宿泊施設の利用（第23条）
- 第7章 雑則（第24条・第25条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、愛知県がんセンターの病院（以下「病院」という。）、愛知県精神医療センター及びあいち小児保健医療総合センター（以下「病院等」という。）並びに愛知県がんセンターの研究所（以下「研究所」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2章 外来診療、相談及び指導並びに入院

（診察券の交付）

第2条 病院等において、新たに診療を受けようとする者は、診察券の交付を受けなければならない。

（外来診療時間等）

第3条 外来診療の診療時間並びに相談及び指導を行う時間は、病院事業庁長（以下「事業庁長」という。）が別に定める。

（外来休診日等）

第4条 外来診療の休診日並びに相談及び指導を行わない日は、事業庁長が別に定める。

（急を要する場合の診療）

第5条 病院等の長（以下「院長等」という。）は、前2条の規定にかかわらず、急を要すると認めるときは、随時診療を行うことができる。

（入院の許可）

第6条 病院等に入院して診療を受けようとする者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第1項又は第3項の規定による入院の場合は、同条第2項に規定する家族等又は同条第3項に規定する市町村長）は、入院申込書、身元引受書その他院長等が必要と認める書類を院長等に提出し、その許可を受けなければならない。

2 院長等は、前項に規定する書類を受理した場合において入院を許可したときは、申込者に対し入院許可書を交付する。

3 院長等は、病院等の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

（病室の指定）

第7条 院長等は、入院の許可を受けた者（以下「入院患者」という。）の症状によってその使用する病室を指定することができる。

（手術）

第8条 病院等に入院して手術を受けようとする者は、手術申込書及び誓約書を院長等に提出しなけ

ればならない。

(退院)

第9条 入院患者が退院しようとするときは、院長等に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 院長等は、入院患者が入院治療の必要がなくなったと認めたときは、退院を命ずることができる。

(診療料の納期限)

第10条 病院等に入院し、又は病院等において診療を受けた者は、愛知県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年愛知県条例第36号。以下「条例」という。)別表第2に定める額の診療料を、その利用の都度又は院長等の指定する日までに納付しなければならない。ただし、他の法令に別段の定めがあるものについては、その定めるところによる。

第3章 技術者等の研修

(研修者の受入れ)

第11条 次の各号に掲げる医師その他の医療関係技術者(以下「技術者」という。)及び研究者は、当該各号に定める病院等及び研究所において研修を受けることができる。

- (1) がんその他の悪性新生物に関する診療又は研究に従事する技術者 病院
- (2) 精神障害者の医療又はその研究に従事する技術者 愛知県精神医療センター
- (3) 小児疾患に関する診療又は研究に従事する技術者 あいち小児保健医療総合センター
- (4) がんその他の悪性新生物に関する研究に従事する研究者 研究所

(施設利用の制限)

第12条 病院等又は研究所において研修を受ける者は、院長等又は研究所長があらかじめ指示する施設及び設備以外は利用することができない。

(研修の許可)

第13条 病院等又は研究所において研修を受けようとする者は、研修申込書を院長等又は研究所長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 院長等又は研究所長は、研修を許可したときは、研修許可書を申請者に交付する。
- 3 院長等又は研究所長は、病院等又は研究所の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(院長等及び研究所長の指示等)

第14条 院長等又は研究所長は、病院等又は研究所の秩序の維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、研修を受ける者に対し指示をし、又は施設若しくは設備の利用に関し、制限をすることができる。

第4章 図書室等の利用

(利用者の資格等)

第15条 がんその他の悪性新生物に関する調査研究をしようとする者は、研究所の図書室(以下「図書室」という。)その他事業庁長の指定する施設又は設備を利用することができる。

(図書室を利用することができる日及び時間)

第16条 図書室を利用することができる日及び時間は、研究所長が定める。

(利用の許可)

第17条 図書室において図書、記録その他の資料を閲覧しようとする者は、図書室利用許可申請書を研究所長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 研究所長は、図書室の利用を許可したときは、図書室利用許可書を申請者に交付する。
- 3 研究所長は、研究所の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(利用の停止)

第18条 研究所長は、図書室の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し図書室の利用を停止し、又は図書、記録その他の資料の返納を求めることができる。

(図書室以外の施設又は設備の利用)

第19条 図書室以外の施設又は設備で事業庁長が指定するものに係る利用については、前3条の規定を準用する。

第5章 駐車場の利用

(駐車場利用券の交付)

第20条 愛知県がんセンターを利用する者のための駐車場(以下「駐車場」という。)を利用しよう

とする者は、駐車場に入場しようとする時に、駐車場利用券の交付を受けなければならない。

(入院及び診療に準ずる理由)

第21条 条例別表第2に規定する事業庁長が定める理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 第6条の規定による入院の許可に係る手続
- (2) 第9条の規定により退院をする者の付添い
- (3) 第10条本文の規定による診療料の納付
- (4) 医師法(昭和23年法律第201号)第19条第2項に規定する診断書その他医師の証明を要する書類の交付に係る手続
- (5) 前各号に定めるもののほか、事業庁長の承認を得て病院長が定める理由
(病院長及び研究所長の指示)

第22条 病院長又は研究所長は、病院又は研究所の秩序の維持及び駐車場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、駐車場の利用に関し、指示をすることができる。

第6章 宿泊施設の利用

(利用の許可)

第23条 あいち小児保健医療総合センターを利用する者の家族のための宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)を利用しようとする者は、宿泊施設利用申込書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 センター長は、前項の申込書を受理した場合において宿泊施設の利用を許可したときは、申込者に対し宿泊施設利用許可書を交付する。
- 3 センター長は、宿泊施設の管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

第7章 雑則

(許可の取消し等)

第24条 院長等又は研究所長は、病院等又は研究所を利用する者が、第6条第3項、第13条第3項、第17条第3項若しくは前条第3項の規定により許可に付けられた条件又は条例第9条の規定に違反したときは、第6条第1項、第13条第1項、第17条第1項若しくは前条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、病院等又は研究所の管理に関し必要な事項は、事業庁長の承認を得て院長等又は研究所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に愛知県がんセンター等管理規則(昭和41年愛知県規則第64号)の規定に基づいて行った許可、申込みその他の行為で、この規程に相当規定のあるものは、この規程の相当規定に基づいて行ったものとみなす。

附 則(平成17年3月29日病院事業庁管理規程第8号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日病院事業庁管理規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月28日病院事業庁管理規程第12号)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日病院事業庁管理規程第5号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月19日病院事業庁管理規程第2号)

この規程は、平成28年2月22日から施行する。

附 則(平成31年3月29日病院事業庁管理規程第8号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、同年3月29日から施行する。